

朝鮮後期の 大錢 鑄造論

山 本 進

はじめに

国初朝鮮は中国式銅錢である朝鮮通宝や楮貨（紙幣）を発行したが何れも短命に終わり、市場での交易や財政収支には米や麻布・綿布などの現物貨幣（物品貨幣）が使用された。銀は壬辰倭乱の際に明軍が持ち込んだことを契機として漢城市場で盛んに使用されるようになり、政府も兵餉備蓄を目的として銀の保有に努めた。

倭乱の終息後、政府は錢の鑄造に乗り出したが、原料銅を日本から輸入しなくてはならないため容易には進展せず、肅宗四年（一六七八）常平通宝の鑄造により漸く軌道に乗った。その後肅宗二三年（一六九七）に鑄錢は一旦中断され、英祖一八年（一七四二）に再開されるまで約半世紀間の反動期を迎えたが、一八世紀末より鑄造量は増加し、倭銀の輸入杜絶や甲山銅鉞の開発とも相俟って、一九世紀には朝鮮は中国や日本とは異なる銅錢本位国となったのである。

さて朝鮮を代表する貨幣である常平通宝は中国や日本の銅錢と同じ小錢（一文錢）であり、大錢（高額錢）との併用は当初から想定されていなかった。高宗三年（一八六六）に興宣大院君が景福

宮造管や軍備強化を目的として鑄造した当百錢は銅錢史上の例外的事例であり、これとて額面通りに流通せず、ほどなく回収されている。基本的に銅錢には高額錢が無いのである。

ところが不思議なことに、朝鮮では鑄錢停止中の英祖元年（一七二五）より未だ錢荒（錢不足）状態から十分に脱し切れていない純祖一六年（一八一六）に至るまで十数回に涉り大量鑄造論が官僚や在野の知識人から提起されている。この史実を最も詳細に発掘し整理した元裕漢はその主要動機として、第一に原料銅の確保が困難な状況下で貨幣需要の増大に応じるため、第二に「貨權在上」の名分を掲げた政府が大量の投入により富民によって退蔵されている銅錢を市場に引き出そうとしたためという二点を挙げている¹⁾。

だが元裕漢の議論には致命的な欠点がある。まず第一の要因について見れば、肅宗二三年の鑄錢停止により漢城は慢性的錢荒に陥ったが、政府は平安監兵營が備蓄した錢の南送を除き根本的な措置を講じてこなかった²⁾。にもかかわらず鑄造貨幣廃止論者であった英祖の代に至って何故大量鑄造論が突然出現したのか、合理的な説明がなされていない。また銅錢に着目すれば確かに貨幣量は不足していたが、当時はまだ米や綿布などの現物貨幣が遍く通行しており、国家財政の錢納化も始まったばかりであったから、流動性の不足による市場の梗塞は起こり得なかったものと思われる。従って銅錢の負の側面が強調されていた時期に何故小錢より弊害の大きい大量の投入が提起されたのかという疑問に対し、貨幣不足説では説得的な答えが出せない。

次に第二の要因について見れば、論者の主観的認識が奈辺にあれ、素材価値が額面の高さに見合うほど十分に確保されていない大量の小錢と較べて悪貨と見なされるから、グレシヤムの法則通り、大量の散布は小錢を市場に引き出すどころか、むしろ既に市場に出回っている小錢の退蔵を加速し

てしまうであろう。もちろん現代の硬貨のように政府が額面価値を法的に保証すれば併用も可能であるが、そのような議論はなされていない。そもそも朝鮮の「貨權在上」論とは国王が富民から貨幣運用権を取り戻すことであり、富民による退蔵を防遏して市場に貨幣を流通させることではないのである。因みに、中国では民と利を争うような経済政策は禁じ手と考えられており、国家は中立的立場から経済活動を円滑化させることで財政収入を確保すべきであると認識されていた。

本稿の課題は英祖前期から純祖前期にかけて間歇的に大錢鑄造論が提起された理由について再検討することである。但し史料の制約により確証的な結論は出せないことをあらかじめ断っておかねばならない。と言うのは、朝鮮の士大夫は中国の士大夫よりも市場経済に対する理解が低く、また庶民の残した史料も存在しないため、市場における銅錢流通の実態が全くわからないからである。加えて彼らは商業を卑賤視していたため、その言説には強いバイアスが掛かっている。具体的に言うると、彼らは錢の流通により高利貸しの活発化や盜賊の横行などが惹起されると唱える。しかし例えば端境期に米一石を貸し収獲期に二石を返させるなど、現物を用いた高利貸し行為も十分可能であり、また貨幣経済の浸透と盜賊の出没とは何の関係も無い。彼らは皆朱子学で理論武装した儒家官僚であるが、中国で大錢が行使された事例がほとんど無いので、廷議では往々にして漢代の五銖錢などを引き合いに出して抽象的議論を行っている。要するにわれわれは貨幣経済の素人政治家が語った言説を頼りに検討を進めなくてはならないのである。従って本稿では一つの試論を提示するにとどめ、綿密な検証は他日を期したい。

一 常平通宝の鑄造と停止

本格的な大錢鑄造論に入る前に、まずは常平通宝の行使前期すなわち肅宗期の錢制について検討しよう。常平通宝は肅宗四年より通行が始まるが、翌五年にはより大型で背面下部に「二」字を刻んだ錢（以後これを二字錢と呼ぶ）が新鑄された。このように短期間で大小二種類の錢が鑄造されるのは、東アジアの銅錢史上極めて異例の事である。元裕漢は二字錢について触れていないが、彼の研究を土台に朝鮮貨幣史を「貨權在上」の視点から考察した須川英徳によると、

最初に鑄造された常平通宝一文錢（戸曹鑄造を示すために裏面上に「戸」一文字を鑄込んでいたので古鑄単字錢と呼ばれる）の直径二三〇〜二六ミリにたいし三〇〜三二ミリとやや大型の折二錢（＝二文錢。裏面下に二文錢を意味する「二」、上に「戸・工・訓・賑・備・尚」など、すなわち戸曹・工曹・訓鍊院・賑恤庁・備辺司・慶尚監營などの發行官庁名を鑄込んだ）も翌一六七九年から發行された。一文錢が少なく折二錢の發行量が多かったため、市場では折二錢が主に流通した。一六九七〜一七三〇年の發行中断を経て、一七三二年には賑恤目的で折二錢と同形と推測される常平通宝を發行した。一七四二年以後には、常平通宝が継続的に鑄造されるが、これは以前の折二錢かやや小振程度の大きさであって背「二」字を省略し、そこに千字文・数字・五行などの炉冶別を示す符合を入れた新しい形式であった。以後の常平通宝はいずれもこの背面形式を踏襲する。当初發行のものは一文錢と折二錢が区別されたが、以後の發行分は使用上ではいずれも一文錢であった。一九世紀に入ると、原料節約を目的に直径二三〇〜二六ミリの小型錢が發行され、以前のものと取り混ぜて使用されている。

と述べており^③、この二字銭は一枚が二文に相当する大銭であったと考えられている。高額銭を示す「当」の代わりに「折」を用いているが、意味する所は同じである。厳密に言うると、「当」とは一文銭から十文銭へといったように同質の物貨に換えること、「折」とは銭であれば銀や綿布など異なる物貨に換算すること（主として納税の際に使用される）であり、折二銭なる表現は漢文法から見て誤りなのであるが、須川は先行研究である李大鎬編『韓国貨幣史』の記述を無批判に踏襲している^④。なお韓国銀行が刊行している『我々の貨幣、世界の貨幣』という図録集にも二字銭の図版に「当二銭」というキャプションが付けられており^⑤、二字銭を二文銭と見なす考えは現在でも引き継がれているようである。

しかし二字銭は当二銭ではない。そもそも一文銭が発行された翌年に二文銭が鑄造されるというのは極めて不自然であるし、二文銭が市場では一文の価値しか有しなかったのであれば、何故政府は大型の銭を追加鑄造したのかが理解できない。単に大きさが異なり「二」字が刻印されているだけで二字銭を当二銭と捉えるのは早計である。

結論から言うと、常平通宝の背面に刻まれている「二」字は当二銭の意味ではなく重量が二銭であるという意味である。『承政院日記』第三四三冊、肅宗一六年一〇月七日の条に、大司憲閔宗道の発言として、

凡そ銭文の前面には則ち常平通宝の四字を書き、後面上端には所鑄の官曹の名一字を書く。戸曹の所鑄の如きは、則ち只だ戸の字を書き、工曹の所鑄は、則ち只だ工の字を書く。此れ則ち以て某司の所鑄を表す也。後面下端には二の字を書く。此れ則ち以て銭一文重さ二（欠字）の意を明らかにする也。

との記載があり、「二」が重さを指すことを証明している。欠字の部分は恐らく「錢」であろう。もともと両・錢・分は重量単位で、一〇分が一錢、一〇錢が一両である。秤量貨幣である銀は当然この重量単位で表記される。ところが朝鮮では計数貨幣である錢にもこの単位を援用し、一文を一分、一〇文を一錢、一〇〇文を一両と呼んだ。従って二字錢は重量二錢の銅錢という意味である。

では朝廷は何故単字錢発行の翌年に大型の二字錢を追加発行したのであろうか。ここで考慮しなくてはならないのは、朝鮮の銅錢は中国のそれとは異なり、当初より銀の代替貨幣としての役割を担わされていた点である。すなわち肅宗四年正月二三日、領議政許積は「我が国は本より通行の貨無し。近年自り以来、錢を以て通貨と為せど、柴葉の価に至るも亦皆銀を用う。銀は我が国の産に非ず。而して亦人人の得有する所の者に非ざる也。出銀の路は狭く、而るに用銀の路は広し。故に詐偽造銀の弊、今日に至りて極まれり矣。錢は乃ち天下通用の貨なり。而るに独り我が国のみ窒碍する所有りて、前自り累ねて行わんと欲するも行うを得ず矣。今則ち物貨通ぜず、故に人情は皆行錢を願う。大臣諸宰も亦皆以て便益と為す。時に以て行う可きの故也」と上啓し^⑤、当時主たる交換手段であった銀の不足を補うため銅錢を通用すべしと訴えた。薪炭や蔬菜のような日用品までもが銀で売買されていたのは漢城とその周辺だけであつたと思われるが、ともかく政府当局者は銀の補助手段として銅錢を市場に投入し、貴重な銀を回収しようと考えていた模様である。群臣らも許積の提言に賛同したため、肅宗は戸曹・常平庁・賑恤庁・御營庁・司僕寺・訓練都監に命じて常平通宝を鑄造させ、銀一兩 \parallel 錢四〇〇文の交換比率を公定した^⑦。閏三月二四日の備辺司の上啓によると、この銀錢比価は大明律の条文と開城での実勢価格を参考に決定されたい^⑧。

肅宗四年に鑄造された単字錢の重量については拠るべき史料が見当たらない。ただ仁祖一一年

(一六三三) に铸造された朝鮮通宝は明国の万曆通宝に倣い重さを一錢四分と定められていたので⁹⁾、単字錢も恐らくこの程度の重さであったものと推測される。因みに『韓國貨幣史』二八頁によると、単字錢の重量は一錢二分であったと記す。

ところが翌年二月三日、備辺司は前年の銀錢比価では錢が安すぎるため、铸造した錢が鑄潰されて鑰器にされていると訴え、錢価を一挙に二倍引き上げ、銀一兩 \equiv 錢二一〇文にするよう進言し、肅宗も同意した¹⁰⁾。だが二月一八日、司憲府持平申潁は、錢価切り上げの情報を聞き付けた富民が手持ちの銀を放出して投機的錢買いに走っていると上啓し、肅宗は刑曹に対し新令發布五日前までに錢一〇兩以上を買った者を処罰するよう命じた¹¹⁾。その一方、同日左參贊吳挺緯は、市場が錢価改定を不便と見なし、錢は売買の際に「私自加倍二錢」すなわち二倍の支払いを要求されるようになったこと、漢城府や兵曹・戸曹が銀や綿布で収捧し錢を受け取らないことも錢への信用を貶めていると上啓した¹²⁾。富民と庶民の対応は背反しているように見えるが、錢を買い占めた富民もこれを官府に持ち込んで二倍の銀を得ようと企図したのであり、錢の実勢価格が上昇するとは考えていなかったと解釈すれば筋が通る。果たして公定比価の改訂後、錢は米や銀に対して値を下げ、三月二七日には知事金錫胄が、米貴錢賤により兵士や胥吏の給与が目減りしたと上啓し¹³⁾、四月八日には行大司憲吳挺緯が、銀貴錢賤により市場では錢価が二〇〇文を超えており、諸衙門も錢納を拒み銀納を強いていると上啓している¹⁴⁾。錢価は四〇〇文では安すぎたが二〇〇文では高すぎたのである。

九月一五日、肅宗は錢の公定価格を四〇〇文に戻した。一次史料である『備辺司謄録』は単にその事実を記すのみであるが¹⁵⁾、編纂史料である『肅宗実録』は

初め行錢議定の時、小錢四十文を鑄し、以て銀一錢に代えたり。民甚だ之を便とす。未だ幾ばくならず、旋ちたちま二十文を以て一錢と為す。民遂に信ぜず、朝令に遵わず。前に依り四十文を以て之を用う。故に筵中累ねて此の議を發し、齊会商確を命ずるに至る。是に至りて上自り親ら裁定を加え、厥後四十文も亦廢し、稍や其の制を大とし、十文を以て行用す。而るに換銀の際、或いは倍、或いは倍を過ぎる矣。

との一文を書き足している¹⁷⁾。これによると、肅宗はその後やや大型の錢を鑄造し、これを銀一兩¹⁸⁾錢一〇〇文の交換比率で通用させようとしたらしい。このやや大型の錢こそが二字錢だと思われる。

肅宗が錢価を四〇〇文に戻すことに同意した直後、何故このような錢規格の大改訂を実施したのか、そしてその間の議論が何故残されていないのか、理由は全くわからない。ともかく二字錢の公定価格は余りに高すぎると評価され、市場価格は銀一兩当たり一〇〇文の二倍乃至それ以上になったようである。更に肅宗六年八月には、外方で受領を拒まれた錢が漢城に流入したため、錢価は一時八〇〇文まで下がった¹⁸⁾。これが単字錢の価格を表しているのか、二字錢の価格を表しているのか不明であるが、何れにせよ初期の常平通宝は政府が期待するほどの信認を得られなかったことは確かである。

肅宗八年三月、領議政金寿恒は銀一兩に対し錢価が二兩半すなわち二五〇文に下落したため暫く新規の鑄錢と放出を停止すべしと上啓し、裁可された¹⁹⁾。しかしその後も断続的に鑄錢は実施され、ある推計によれば肅宗二三年の停鑄まで総計約四五〇万兩の常平通宝が鑄造されたと言われている²⁰⁾。停鑄後錢価は次第に上昇し錢荒を招来したが、対銀価格はさほど変化しなかったようであ

り、一七〇〇年から一七〇二年に一旦五〇〇文まで下げるものの、一七一六から一七三八年までは一〇〇文から二六〇―二七〇文の間を高下し²¹⁾、英祖二〇年（一七四四）に完成した『続大典』巻二、戸典、国幣の条においても、丁銀一両は錢二〇〇文、一文の重量は二錢五分と規定されている。

錢価が次第に安定したことは常平通宝が徐々に信認を受け始めたことを意味するが、その重量は当初よりばらつきが生じていた。肅宗一〇年五月、宣惠庁は「昨年全羅道では綿花が不作であったため、大同木を市価に従い錢で代納することを許したが、全羅監營が上送してきた各邑の大同木大錢は頗る薄小であり、一文あたり重さ一錢八―九分、あるいは一錢六―七分に過ぎず、時たま二錢に準ずるものがある程度である。本庁がかつて所持していた錢文は大錢一文が重さ二錢に準じており、二錢一―二分に至るものもある。本庁の大錢一両は重さ二五兩五錢であるのに、全羅監營所送の大錢は一両の重さが一八兩程度かそれ未満である。錢文は京外通行の貨であり、京外で違いがあるはずはない。しかし本營所鑄の錢は京衙門所鑄の錢より重さがこれ程懸隔しており、通例により捧上することができない」と上啓した²²⁾。京衙門所鑄の錢と全羅監營が上送した錢とでは、同じ大錢（二字錢）でありながら重量に相当大きな開きがあったこと、宣惠庁が貯蔵していた京司所鑄の錢にもかなりのばらつきがあったことがこの史料より窺える。

全羅監營が宣惠庁に上送した大同木の折錢は人民より収捧したものであるから、その品質の低さが全羅監營の鑄錢技術の稚拙さに因るものなのか、あるいは市中で偽造された鏹錢が混入していたためなのか、この史料からでは判断できない。同じことは宣惠庁が所持していた京衙門所鑄の錢についても言える。これらは重量が二錢を超えているものの、公定の二錢五分には達していない。

ところで肅宗九年正月、常平庁と賑恤庁は行錢差人を全羅・慶尙両道に送り、錢の流通を促進さ

せていた。しかし彼らは売買に際して相応の錢を支払わず、京中と外方とで錢価が開いたので、左議政閔鼎重が差人の廃止を求め、肅宗も同意している⁽²³⁾。当時全羅道では行錢差人の不正により錢への信用が築けていなかったのであり、輕量錢は盜鑄のせいではなく、全羅監營によって正規に鑄造されたものと見られる。同じ頃、戸曹判書尹堦は「各衙門及び外方所鑄の錢、錢兩既に數に准ぜず、鑄錢の際、淆雜の鉄あり、終に無用の物と為れり。故に錢文の価、以て極賤に至れり」と上啓し、閔鼎重も首肯している⁽²⁴⁾。京衙門も外方監營も規定量の錢數を鑄造できないばかりでなく、品質管理も杜撰であつたため、錢が流通しないと朝廷の重臣は認識していた。

なお宣惠庁も自ら鑄錢を行っているが、その重量は錢一兩（一〇〇文）につき二五兩五錢、すなわち一文当たり二錢五分五釐であつた。この値は公定値を二%超過する。宣惠庁が意図的に良貨を鑄造する根拠はないので、同一官庁で鑄造する常平通宝にも個体ごとに重量のばらつきがあつたと考えられる。これらのことから常平通宝の鑄造技術は低く、市中では重さや品質の異なる錢が混在して使用されていたものと想定される。

常平通宝の頒布より一〇年以上経過した肅宗一五年に至つても、領議政權大運が「当初錢文鑄成の時、多く物力を費やし、之を行うこと已に久し。然るに祇だ能く近京數百里の地に行うのみ。並びに遠道に於いては則ち行ふ能わざること、此れに他ならず。諸般の民役、各司は皆布木を以て収捧す。故に遠道の民、錢を用いる所無し。錢文の通行する能わざるは、職^もより此の故也」と上啓しており⁽²⁵⁾、錢は漢城周辺でしか流通せず、各司の収捧は綿布に依存していた。また一五年が経過した肅宗一九年においても、礼曹判書柳命賢が「近くは衙門の各自鑄錢するに縁り、其の容入の物力を較べ、只だ其の剩利の之に優るを要むるのみ。錢文の精麤は、未だ致念に暇あらず。且つ外方へ

通行するの挙無し。此れ殊に朝家鑄錢の本意に非ず。近く聞くに、鑄錢の際、鉄物足らざれば、則ち雑するに鉛鉄を以てす。汚悪脆薄なること、手授すれば即ち壞れ、鉛鉄自ずから露ると。市民皆此れ乃ち無用の物なりと以為えり。必ず通貨と為らず、以て錢価の漸低を致し、殊に甚だ駭く可し」と述べ²⁶、相変わらず鑄錢機関が鑄造利益を極大化せんとして意図的に粗悪錢を鑄造しており、錢への信用が確立できていないと訴えている。なお悪鑄の手段として鉄物（銅）の代わりに鉛鉄（鉛）を混入する方法が登場し、これらは手渡すだけで壞れる程の粗悪品であった。

もともと常平通宝は銀に代わる交換手段として鑄造されたものであり、政府の税財政は大部分が綿布や米などの現物貨幣で行われ、錢による出納は凶作など特別な場合を除き実施されていなかった²⁷。従って各衙門は鑄造した錢を収捧する事態を想定せず、勝手気ままに粗悪錢を市中に投入し続けたのである。もちろん市中でも盜鑄が横行し、朝廷は犯人を死刑に処してその禁圧を図った²⁸、政府自身が盜鑄に等しい悪鑄を行っている以上、大した成果は得られなかったものと思われる。

肅宗二三年（一六九七）、錢価の下落に業を煮やした肅宗は常平通宝の鑄造停止を命じた。しかし既存の錢は流通し続けた。翌二四年五月、侍読官李喜茂は

錢幣は乃ち國中通行の貨にして、錢の大小、各おの其の制有り。近来漸く淆雜するに至り、当初に比べ様子頓に異なる。此れ但に公鑄の初の如き能わざるのみならず、亦必ず盜鑄の致すに由る。今自り始と為し、厳しく禁断を加うれば、則ち直賤の弊無かる可く、亦且つ防奸の道と為すに庶からん。

と上疏し²⁹、官衙の悪鑄や市中の盜鑄によって錢制が紊乱したため、それらの行為を厳禁すべしと

訴えた。公鑄は既に中止されているから、実質的な取り締まり対象は私鑄である。注目すべきは、彼が錢には大小の別があり、それぞれ通行制度があると述べていることである。「錢の大小」とは単字錢と二字錢のこと、「其の制」とは銀錢比価のことを指すのであろう。単字錢は二字錢に収斂され、錢制は一本化されたはずであるが、公私の悪鑄・盜鑄により近年雑多な錢貨と錢制が叢生し、錢賤の弊を惹起したと李喜茂は嘆いているのである。史料から確認することはできないが、恐らく市場では中世日本の撰錢に相当する錢の選別が行われ、重量や品質に応じて価格の差異が発生していたのであろう。李喜茂は錢規格の統一により錢への信頼を取り戻し、以て錢賤の弊を払拭しようと企図したのである。

ところが皮肉なことに鑄錢停止により錢価は次第に上昇し、錢荒現象さえ発生するようになった。肅宗三四年（一七〇八）左議政李濡は、前年に東萊府使韓配夏が状啓し、備辺司に回されたもの未だ決定が下されていない私貿易による倭銅輸入解禁案を廷議に持ち出して、「近來錢賤、鑰器の利に如くは非ず。復通を許すと雖も、私鑄の慮無きに似たり」と述べ、錢価が下落している現今、銅や真鍮で私錢を盜鑄するより鑰器を製造した方が有利であり、輸入を解禁しても私鑄には用いられないと推測している³⁰。しかし肅宗四〇年（一七一四）戸布・口錢制の是非が議論された時、行戸曹判書趙泰耆は「中国では銅錢が潤沢であったのでこの法も行い得たが、我が国では一度鑄錢を行って止めたので、現在錢貨は極めて貴く、外方の小民の困窮は日ごとにひどくなっている」として、口錢の徴収に反対している³¹。何れも士大夫の議論であり、实体经济をどの程度把握した上で発言なのか心許ないが、大きな流れとして肅宗三〇年代に錢価が漸増し、錢賤から錢貴へと移行したことは確かであらう。

肅宗四二年一二月には久方ぶりに鑄銭の是非が朝廷で議論され、賛成派は錢貴の解消を名分とし、反対派は原料銅を輸入に依存していることや貨幣經濟の浸透による社会矛盾の増大を懸念して、激しい舌戦が繰り広げられたが、肅宗は慎重論に与し、鑄銭再開は見送られた⁽³²⁾。翌四三年一月には平安道の錢荒が問題となり、肅宗は右議政趙泰采の助言に従い、六箇月に限り西路での鑄銭を許可した⁽³³⁾。だが翌年七月に平安道兵馬節度使趙爾重が鑄銭の遅延を報告しており、八月には中止された⁽³⁴⁾。その後、景宗四年（一七二四）正月に戸曹判書金演が税収の縮減と錢行使の普及を理由に鑄銭再開を請願し、反対派の左議政崔錫恒や右議政李光佐も同調したため、実施が決定された。しかし二月には李光佐が再度反対論を唱え、金演も押し切られたため、結局沙汰止みになった⁽³⁵⁾。

二度にわたり鑄銭が計画されながら結局実現に到らなかったのは、輸入銅の価格が割高なため鑄銭機関が鑄造利益をほとんど見込めなかったからである。当時の朝鮮では財政権が各衙門・軍門・地方軍營ごとに分立しており、戸曹が相互調整を行っていた。これら諸官庁は錢価騰貴により折錢納税などを導入しつつあったが、取立て鑄銭を行う動機は欠けていた。肅宗や景宗（実際には代理聴政していた延祜君）も悪鑄や盜鑄を排除できない銅銭を市中に追加供給することに消極的であった。だが延祜君が即位すると、もはや市中の錢荒を放置できなくなり、鑄銭の是非に関する廷議が頻繁に行われる。その一環として大錢鑄造論が浮上するのである。

二 大錢鑄造論とその背景

英祖元年（一七二五）八月五日、左議政閔鎮遠は「先に前慶尚道觀察使權以鎮が当地での鑄錢を請願し、朝廷は新任觀察使の到着後鑄錢を始めるよう回答していたが、新觀察使趙榮福は鑄錢が困難であると状啓した」と報告し、戸曹判書申思喆と協議の上、まずは燃料の柴炭が賤い永宗島などで鑄錢を実施してはどうかと提案した。英祖は錢の弊害を憂慮したが、閔鎮遠が「錢貴による民衆の疲弊が甚大であり、錢を罷めることができないのであれば、勢い加鑄せざるを得ない」と食い下がったので、右副承旨柳復明の助言に従い、とりあえず東峽など柴賤の地において、戸曹・賑恤庁から監督官を派遣し、嚴重な管理下で鑄錢を再開することが裁可された³⁶。ところが一〇月六日、英祖は突然鑄錢命令を撤回した³⁷。その理由として英祖は言い古された金属貨幣無用論しか挙げていないが、実際には悪鑄・盜鑄により玉石混淆状態にある錢制を再統一する自信がなかったものと思われる。翌一月、密陽府使趙彦臣は再度鑄錢を上疏したが、その中で彼は

今日行用の錢、一葉の重二錢に過ぎず。則ち二十万緡を鑄せんと欲すれば、当に銅二十四万斤を費やすべし。今若し二錢五分重の銅を以て、新錢一葉を創鑄すれば、則ち銅の加数、各おの五分に過ぎず。而して其の体稍大なり。其の重亦加う。又復た新制を創成し、別に錢名を立て、新大錢一葉の直を以て、旧錢二葉に當て、一兩の直を以て、旧錢二兩に當つれば、則ち二十四万斤の銅を以て、新大錢十六万緡を鑄す可し。而して十六万緡の大錢は、旧錢三十二万緡に当たる可し。然らば則ち一朝にして労を省き費を減じ、而して坐して十二万兩を得。国に在りては有裕にして耗無く、民に在りては使用にして害無し。

と記し³⁸、新たに重量二銭五分の新銭を鑄造し、旧銭との比価を二対一に措定せよと主張した。これは紛れもない当二銭なる大銭の鑄造論である。

ここで言う一緡とは銭一両すなわち常平通宝一〇〇枚で、その公定重量は二〇両であるから、二〇万緡は四〇〇万両すなわち二五万斤（一斤＝一六両）に相当する。それを銅二四万斤で鑄造するのであるから、計算は大体合致している。原料は全て銅であるかのように記されているが、実際には銅・錫・真鍮を総称して銅と呼んでいるのであろう。趙彦臣は現用の二銭銭と二銭五分銭を併用し、後者の価値を前者の二倍に設定せよと主張したのである。元裕漢は趙彦臣の議論を取り上げていないが、管見の限りこれが最初の大銭鑄造論である。

次いで英祖三年九月、左議政趙泰億が黃海道觀察使金始燦の「諸邑の軍布と奴婢身貢を以前のように錢木參半で収捧すべし」との状啓を紹介したことを契機として、錢行使の是非が朝廷で議論された。蓋し即位当初の英祖は錢廢止論者であり、これまで断続的に実施されてきた錢木參半制を廢して純木制に回歸しようと企図したからである。廷臣らは英祖におもねって錢の否定的側面を具陳したが、その中行戸曹判書李台佐は「丙辰年間、始めて小銭を造れり。而して小銭四分は大錢一分の価為り。其の後大錢始めて出でり矣」と述べている³⁹。常平通宝が丙辰年すなわち肅宗二年に鑄造されたというのは誤認であり、当初小銭（単字銭）と大銭（二字銭）が一对四の比価で併用されたというの間違っている。ただ彼の錯覚の背景には、当時大小精粗多様な常平通宝が市場に出回っており、大型銭と小型銭とは同じ一文でも四倍程度の価格差が生じていたという状況があったのではないだろうか。時代は下るが正祖六年（一七八二）に編纂された『秋官志』卷六、考律、定制、行錢事目にも、大錢一貫は重さ一二斤八両（二〇〇両）、小錢一貫は重さ六斤四両（一〇〇両）

を定式とし、大錢一箇は小錢四箇として通用すべしとある。実際このような大小錢併用制が政府により公認されたのではないが、大型錢と小型錢の価格差が四倍であるというのは先の李台左の発言と奇しくも一致している。大型錢の重量が二錢、小型錢の重量が一錢という数値も、当時市中に出回っていた常平通宝の大きさのある程度反映しているものと思われる。

一方元裕漢は大錢鑄造論の嚆矢を英祖七年の宋真明による大小錢行使案と見なしているが⁴⁰、本格的に議論されるようになったのは英祖一一年一二月、戸曹參判に遷った宋真明による当十錢鑄造論からであろう。その後英祖一八年には礼曹參判金若魯が当十錢・当百錢の鑄造を主張した。これらは何れも却下されたが、この年より常平通宝の鑄造が再開された。しかしその後も英祖二六年に承旨李瑋が当十錢鑄造を提起し、同じ頃鄭尚驥や李瀾も当百錢や当六十錢の鑄造を構想している。正祖一〇年（一七八六）には御營大將李柱国が古の十錢通宝に倣い当十錢を鑄造せよと、正祖一二年には右通礼禹禎圭が当十錢・当千錢を鑄造せよと、正祖一七年には戸曹正郎鄭東教が当十錢の鑄造を、正祖二二年には戸曹判書金華鎮が当五錢・当十錢の鑄造をそれぞれ建議した。正祖期に大錢鑄造論が集中しているのは常平通宝の発行が市中の錢荒に追い付かなかつたからであり、正祖は無理を承知で清錢の輸入さえ試みている。

趙彦臣の議論も宋真明以降の議論も、大錢を鑄造することで市中の錢荒に対処しようとして企図した点では共通する。違いは大錢の額面である。趙彦臣や後述する朴趾源の構想は一文錢と二文錢との併用であるのに対し、宋真明らは当十・当百など十進法に則つたより高額な錢を鑄造することであった。大錢の額面が高いほど政府の鑄造利益も大きくなるが、反面盜鑄の魅力も大きくなるし、前近代社会ではどうしても小錢に打歩が付く。要するに悪貨が良貨を駆逐するのである。従つて当

二銭案の方が銭制の紊乱を起こし難い穩健な施策であることは確かである。しかしより重要なことは、現行の常平通宝にも大型銭と小型銭との間に重量や価格の両面において相当の開きがあるという事実に対し、十進法大銭案より当二銭案の方がより馴染みやすい点である。趙彦臣は鑄造利益を強調するだけで二文銭と貨幣市場との親和性について触れていないが、後に正祖一六年、在野の実学者朴趾源は右議政金履素に宛てた書状の中で

旧銭は敦重堅厚、字体分明でないものは無かった。しかし壬申・癸酉（英祖二八・二九年）の間、禁衛營・御營庁・訓練都監が同時に鑄造したものは旧式とは一変し、鉛鉄を多く雜ぜたため、外形は淺薄となり、手に触れただけで容易に碎け、最も粗悪と称されている。……その後鑄造された銭は、外形がますます小さくなり、今では新銭が旧銭の銭差しの中に紛れ込み、分別が困難になっている。銭制の淆雜は最も甚だしくなった。そこで古代の五銖・三銖の制に倣い、所有の旧銭は悉く一を以て二に当てしめ、銭差しの大小で容易に判断できるようにすれば、面倒な鑄造を要せず、座して百万を得られる。大小を並行したとしても、軽重を区別して使用すれば、物事の道理に悖らず、錢貨は容易に流通するだろう。壬申・癸酉の年に三營が鑄造した銭は、大きいものでも旧銭に及ばず、小さいものは新銭以下であり、制は既に定式を違え、形も薄劣であるから、全て行使を停止せしめ、敢えて市場に投入させないようにすれば、錢道は清められるだろう。

と述べ、近年鑄造された銭は小型化や粗悪化が進んでいるため、旧銭すなわち肅宗期所鑄の良質錢を当二銭として使用するよう訴えている⁽⁴⁾。

朴趾源案の斬新な点は新たに当二銭を鑄造するのではなく、現行の大小精粗多様な常平通宝を三

種類に分別して、肅宗期に鑄造された重量二銭の良銭を三文銭とし、悪鑄や盜鑄によって生じた鏹銭を一文銭とし、英祖二八・二九年⁽⁴⁾に三宮で鑄造された最悪銭を廢貨とすることで、紊亂した錢制の釐正を企図していることである。そして恐らくは当二銭鑄造論の魁である趙彦臣や宋真明を筆頭とする十進法大量鑄造論者も朴趾源と同様に錢制再編を最重要課題と考えていたのではないだろうか。ただ彼らは官僚であり、錢廢止論者の英祖や利權保護を堅持する鑄錢機関の代表者を説得する必要があった。もちろん彼ら儒教官僚が市場経済に疎かったことは確かであるが、廷議や上疏の中の発言と書状の意見とを単純に比較して、彼らの主張を非現実的・空想的な大量鑄造論と断ずることは酷だと思われる。特に三宮が鑄造した最悪銭を廢貨とせよなどと軽々しく論じられる立場にはいなかった。逆に当代随一の実学者である朴趾源の主張も觀念論の域を出ておらず、市場における貨幣行使の実態を踏まえた上で議論を展開しているわけではない。先の史料の中には鏹銭をおしなべて一文とすることや、旧錢価格を鏹銭の二倍に措置することの根拠は何も示されていないのである。

総じて、英祖初期より澎湃として湧き起こった大量鑄造論は、元裕漢を始めとする先行研究が言うような錢荒対策を直接的動機とするものではなく、常平通宝の鑄造当初からつきまとう官民による悪鑄・盜鑄が錢荒によって苛烈になり、英祖一八年の鑄錢再開後も終息の気配を見せなかったため、混乱した幣制を弥縫する一便法として提起されたものと推察される。そしてそれらの提案が一つとして裁可されなかったのは、彼らが治世の龜鑑とする中国でも大銭は漢代の五銖錢などを例外としてほとんど行われておらず、大量鑄造の理論的支柱がどこにも見出せなかったからである。もちろん大局的に見れば、一七世紀より一八世紀に至り朝鮮でも銀貨や銅錢を用いた本格的な貨幣経

済が浸透し、綿布や穀物といった現物貨幣を商品流通の片隅に追いやったことにより必然的に錢需要が高まったにもかかわらず、鑄錢停止や原料銅の高騰により錢の供給が需要に追いつかなかつたため、深刻な錢荒が起きていたことが遠因となっていることは疑いない事実であるが、錢荒↓大錢鑄造論という図式ではなく錢荒↓錢制紊乱↓大錢鑄造論という図式の方が議論の背景をより正確に捉えることができるものと思われる。朴趾源が金履素に書状を送つたのは正祖が企図する清錢の輸入に反対するためであつたが、その理由は清錢輸入には多大な銀を必要とすること、錢弊の根本は銅錢の絶対量不足ではなく錢制の紊乱にあることであつた。たとえ莫大な費用を用いて清錢を輸入したとしても、あらかじめ国内の錢制を整えておかない限り、それらの努力は水泡に帰すというのが彼の認識だつたのである。

正祖期に最も頻繁に建議された大錢鑄造論は一九世紀に入るや急速に鳴りを潜める。その理由は先行研究が明らかにしているように、甲山銅鉉の開發や倭銅輸入により原料銅の確保が容易になり、銅錢鑄造量が増加したためである。しかし純祖一三年（一八一三）遂安郡守姜浚欽が現錢を用いた当二錢の改鑄案を具申し、純祖一六年には戸曹判書金履陽が当十錢の鑄造を提起するなど¹⁸、大錢鑄造論は間歇的に噴出していた。注目すべきは金履陽の案が十進法大錢論であるのに対し、姜浚欽の案は趙彦臣や朴趾源の議論の流れを汲む当二錢論であること、原資として現錢を使用し、現錢一〇〇文中七〇文を熔解して当二錢五〇文に改鑄し、残り三〇文は工価に充てよと主張していることである。これではたとえ当二錢が額面通り通用したとしても、市場の流動性は増加しない。このような一見無意味な改鑄論を姜浚欽が敢えて提起したのは、相変わらず市場に回わり続けている粗悪錢を良質錢に置き換える意図があつたものと見られる。ただ鏹錢一〇〇文を良錢五〇文に改鑄す

ると新たに財政負担が発生するし、良錢と鏹錢との間に打歩が生じて容易に盜鑄されてしまうので、新錢を二文として通用させるといふ妥協案に落ち着いたのである。

しかし純祖は姜浚欽の提案を真劍に検討せず、当十錢の鑄造も許さなかった。結局政府は錢制の紊亂を整理統一することなく、ひたすら重量一錢二分程度の小型の常平通寶を散布し続けた。錢の継続的供給により深刻な錢荒は落ち着きを見せし、そもそも銅錢は比較的狭い地域に止まり続け、所謂「支払協同体」を越えて遠隔地に運搬されることは少なかったから、その内部で各種の錢の比價が決められていけば、雜種錢制が蔓延していても地域經濟に決定的打撃を与えるわけではない。一九世紀に入り朝鮮經濟は銅錢本位制の色合いを強めるが、その運用法は銀本位制の中國と似ていた。すなわち中國では地域ごと、業種ごとに銀兩制すなわち銀の計量法が異なり、政府は財政上の尺度として庫平銀制を定めるだけで、市中における銀流通の在り方に容喙しなかったのと同様⁴⁴、朝鮮政府も常平通寶を市中に供給するだけで、錢規格の統一に対して熱心に取り組まなかった。大量鑄造論の主流を占める十進法大量鑄造論は主に錢荒対策として提起され、錢制統一をも念頭に置いた当十錢鑄造論は傍流に止まった。

おわりに

常平通寶は朝鮮王朝が本格的に鑄造した唯一の銅錢であり、その規格は肅宗四年の單字錢が重量一錢二分であったと言われているのに対し、五年以降の二字錢は重量二錢五分程度に倍増した。し

かし鑄造技術の低さから重量のばらつきが生じ、また当初から官庁による悪鑄や民間での盗鑄が横行して銭の軽薄化・粗悪化を招来したため、約二〇年で鑄銭は停止された。銭の供給停止により市場では銭荒が進行し、盗鑄の横行とも相俟って、大小精粗多様な銭が市中に出回るようになった。英祖初期より間歇的に提起された大銭鑄造論の背景には、巷間にて蔓延する雑多な銅銭を大銭と小銭に整理して銭制の紊乱を終息させ、以て銭荒を解消させることを企図していたものと推測される。これらは大別して十進法大銭鑄造論と当二銭鑄造論とに分類されるが、前者を唱えたのは朝廷の重臣であり、後者を提起したのは在野の実学者や府使・郡守クラスの地方官であった。十進法大銭論より当二銭論の方がより穩健で現実的な解決法を模索していたと思われるが、政府は結局どちらも採用せず、英祖一八年以降は重量一銭二分程度の一文銭を市中へ追加供給するに止まった。以上が本稿の結論である。

清代中国でも私鑄銭は盛んに出回っており、また皇帝の代替わりに伴う銭の名称や大きさの変化も見られた。しかし朝鮮のように常平通宝という名称を共有しながら重量が一定せず、更に各鑄銭機関がそれぞれ軽薄劣悪な鏹銭を鑄造するといった銭制紊乱は清代史や江戸時代史では見られない稀有な現象である。ただ市中で雑種銭制がどのように運用されていたのかを具体的に語る史料は無く、これ以上の分析は困難である。これについては今後の課題としたい。

註

(1) 元裕漢「朝鮮後期貨幣流通에 대한 一考察——高額銭의 鑄用論議를 中心으로——」『韓國史研

- 究』六輯、一九七一年（中川清抄訳）「朝鮮後期の貨幣政策についての一考察——高額錢の鑄造論議を中心に——」『朝鮮研究年報』一四号、一九七二年）、同『朝鮮後期貨幣史研究』韓国研究院、一九七五年、一六五—一六六頁。行論ではこれらの研究により解明された歴史的事実については註記を省略する。特に大錢鑄造論の概略については中川抄訳論文の付表を参照。
- (2) 拙稿「朝鮮王朝後期の貨幣政策と鴨綠江辺經濟」北九州市立大学『外国語学部紀要』一二九号、二〇一〇年。
- (3) 須川英徳「朝鮮時代の貨幣——利権在上」をめぐる葛藤——『歴史学研究会編』越境する貨幣』青木書店、一九九九年、一〇三—一〇四頁。
- (4) 李大鎬編『韓国貨幣史』韓国銀行発券部、一九六六年、二九頁。
- (5) 『우리 화폐 세계 화폐』韓国銀行、二〇一〇年、二八頁。
- (6) 『備辺司謄録』第三四冊、肅宗四年正月二四日。
- (7) 『朝鮮肅宗実録』卷七、肅宗四年正月乙未（二三日）。
- (8) 『備辺司謄録』第三四冊、肅宗四年閏三月二四日。
- (9) 『朝鮮仁祖実録』卷二八、仁祖二十一年一月壬辰。
- (10) 『備辺司謄録』第三五冊、肅宗五年二月三日。
- (11) 同右、第三五冊、肅宗五年二月一九日。
- (12) 同右、第三五冊、肅宗五年二月二〇日。
- (13) 同右、第三五冊、肅宗五年三月二七日。
- (14) 同右、第三五冊、肅宗五年四月九日。

- (15) 同右、第三五冊、肅宗五年五月二三日。
- (16) 同右、第三五冊、肅宗五年九月一五日。
- (17) 『朝鮮肅宗実録』卷八、肅宗五年九月丁未。
- (18) 同右、卷九、肅宗六年二月癸亥。
- (19) 『備辺司謄録』第三六冊、肅宗八年三月二八日。
- (20) 李憲昶「一六七八一—一八六五년간 貨幣量과 貨幣價値의 推移」『經濟史學』二七号、一九九九年、八頁。
推定値は宋賛植「朝鮮後期 行錢論」『韓國思想體系Ⅱ』成均館大学校大同文化研究院、一九七六年に依
拠する。
- (21) 同右、三一頁。但し『実録』『備辺司謄録』『承政院日記』に記されている錢価がどれほど実勢価格を
反映しているのか疑問であるし、錢価が銀価より季節變動を起こしやすきことも考慮されていない。こ
れらの数値は一つの目安と考へるべきである。
- (22) 『承政院日記』第三〇三冊、肅宗一〇年五月一二日。
- (23) 『備辺司謄録』第三七冊、肅宗九年正月一五日。
- (24) 同右、第三七冊、肅宗九年正月二九日。
- (25) 同右、第四三冊、肅宗一五年九月八日。
- (26) 同右、第四七冊、肅宗一五年七月三日。
- (27) 拙稿「朝鮮後期の麤布」九州大学『東洋史論集』四一号、二〇一三年。
- (28) 『備辺司謄録』第四九冊、肅宗二二年一〇月二五日。
- (29) 『朝鮮肅宗実録』卷三二、肅宗二四年五月己卯。

- (30) 『備辺司贍録』第五九冊、肅宗三四年五月一五日。
- (31) 同右、第六七冊、肅宗四〇年九月二九日。
- (32) 同右、第六九冊、肅宗四二年二月二五日。
- (33) 同右、第七〇冊、肅宗四三年一月一日。
- (34) 同右、第七一冊、肅宗四四年七月一八日・八月二四日。
- (35) 同右、第七五冊、景宗四年正月一四日・二月一日。
- (36) 同右、第七八冊、英祖元年八月八日。
- (37) 同右、第七八冊、英祖元年一〇月六日。
- (38) 『承政院日記』第六〇四冊、英祖元年一月二日。
- (39) 同右、第六四五冊、英祖三年九月二日。
- (40) 同右、第八一四冊、英祖一一年一二月一〇日の条に、宋真明が「臣於辛亥疏中。已陳大小錢之說」と上疏していることを根拠としている。なお英祖七年三月一七日、彼は刑曹参判から大司成に遷り、更に九月二五日、平安道觀察使に遷っている。
- (41) 朴趾源『燕巖集』卷二、書、賀金右相履素書、別紙。
- (42) 実際には英祖二七年二月から英祖二八年六月までの間、三營で六〇万七〇〇両が鑄造された。前註(20) 李、九頁。
- (43) 『朝鮮純祖実録』卷一七、純祖一三年四月戊午、同右、卷一九、純祖一六年七月辛亥。
- (44) 宮下忠雄『中国幣制の特殊研究』日本学術振興会、一九五二年。